

事務連絡
令和6年10月4日

各都道府県専修学校主管課 御中

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

愛知県美容専門学校で発生した事案を踏まえた注意喚起について

令和6年5月に、愛知県に所在する美容専門学校が、設置者である協同組合の一部組合員の経営破綻等により、在籍者等への説明責任を十分に果たすことなく事実上閉校し、生徒等が多大な不利益を被る事態が生じました。

本件については、事実関係の確認や在籍者の他の学校での受け入れなど、所轄庁等において必要な対応がとられたところではありますが、今後も様々な事由で経営状況が悪化する専修学校もあると考えられます。特に学校法人立以外の専修学校については定期的に財務書類等の提出を求める機会がない場合も多いことから、所轄庁におかれては、下記の点に留意いただくとともに、「愛知県美容師養成施設で発生した事案を踏まえた美容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び指導等の実施について」（令和6年10月4日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）も参照の上、関係部局とも連携を図りながら、専修学校の設置者に対する適切な調査や指導・助言・援助等を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 専修学校の設置者に関する収支・財産状況の把握について

専修学校の設置者については、学校教育法第127条において、「専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること」が求められている。

この規定の趣旨を踏まえ、従来より、所轄庁において所管する学校の経営状況の把握に努めていただいているところ、特に学校法人立以外の専修学校については、経営状況に疑いがある場合やある程度の期間にわたって経営状況や財務状況の確認ができていない場合には、所轄庁において設置者に対して収支・財産の状況の確認等を行うこと。

2. 専修学校の設置者に係る設置認可の基準の在り方について

学校法人を設置者とする場合は、所轄庁の私学行政担当部署において、専修学校の学校運営に加え法人経営の状況も把握しやすくなり、法人による安易な財産処分を未然に防止し在籍者の保護にもつながり得るものであり、専修学校の設置認可を行う場合には、この点に留意すること。また、文部科学省では、15 文科生第 735 号（平成 15 年 12 月 25 日）において、いわゆる準学校法人になる場合の要件の緩和を行ってきたことも参考とすること。

参考：「私立学校法 15 文科生第 735 号（平成 15 年 12 月 25 日）」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2009/07/07/1280769_004.pdf

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL：03-5253-4111（内線）2915

E-mail：syosensy@mext.go.jp

事務連絡
令和6年10月4日

各都道府県生活衛生担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

愛知県の実容師養成施設で発生した事案を踏まえた実容師養成施設及び実容師養成施設の指定及び指導等の実施について

実容師養成施設及び実容師養成施設（以下「養成施設」という。）の指定及び指導等については、実容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「実容規則」という。）及び実容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下「実容規則」という。）に基づき実施いただいているところです。

令和6年5月に、愛知県に所在する実容師養成施設（専修学校）が、設立者である協同組合の一部組合員の経営破綻等により、生徒等への説明責任を十分に果たすことなく事実上閉校し、生徒等が多大な不利益を被る事態が生じました。

本件については、当該実容師養成施設の生徒の他の実容師養成施設への受け入れなど、愛知県等において必要な対応が取られたところですが、今後、同様の事案を生じさせないように、各都道府県におかれましては下記の点に留意いただくとともに、「愛知県の実容専門学校で発生した事案を踏まえた注意喚起について」（令和6年10月4日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室事務連絡）も参照の上、貴管内の養成施設に対する適切な指定及び指導等の実施、関係部局との連携体制の確保に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 養成施設に対する定期的な指導調査等の実施

実容規則第9条及び実容規則第8条の規定に基づき、養成施設の設立者は、毎年7月31日までに、前年度収支決算の細目及び当年度収支予算の細目を、当該養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならないとされており、都道府県では、養成施設から提出されたこれらの書類の確認を通して、養成施設の経営・財政状況を把握していただいている。

今後、各都道府県におかれては、これに加えて、貴管内の養成施設が理容規則第4条第1項各号及び美容規則第3条第1項各号に規定する指定基準を遵守し、適正な施設運営が行われているか確認するための定期的な指導調査の実施を検討いただきたい。

指導調査の実施に当たっては、養成施設の経営・財政状況に加え養成施設の設立者の経営・財政状況も把握することが望ましいこと。指導調査は全ての養成施設に対して年1回程度実施することが望ましいが、具体的な頻度や指導調査の実施方法等については、各都道府県における人員体制、管内の養成施設数等を踏まえ、年間の指導調査計画を設定することが適切と考えられること。

また、養成施設の設立者を含めた経営・財政状況の悪化等が確認された場合は、必要に応じて臨時の指導調査を行うなど、養成施設の設立者を含めた経営・財政状況の詳細を把握の上、適切な対応に努めること。

特に、専修学校及び各種学校以外の養成施設については、各都道府県専修学校各種学校主管課において収支・財政状況等の確認ができないことから、各都道府県生活衛生担当課において養成施設の設立者も含めた経営・財政状況の確認を行うことが望ましいこと。

なお、指導調査の実施に当たっては、別記の調査項目例を適宜参照いただきたい。

2 養成施設の設立者を含めた経営・財政状況の悪化等が発生・確認された場合の対応

① 養成施設から都道府県への報告及び関係部局への情報共有の徹底

養成施設の設立者を含めた経営・財政状況の悪化等が生じた場合、養成施設の設立者から都道府県に遅滞なく報告が行われるよう、養成施設に対して注意喚起すること。

また、報告を受けた都道府県におかれては、当該養成施設の関係部局（専修学校各種学校主管課 等）にも情報を共有するとともに、必要に応じて連携した対応が可能となるよう平時から関係部局との連携体制を確保すること。

② 都道府県による指導・助言等の徹底

養成施設における事業継続・廃止に向けた運営判断、廃止に伴う生徒の他の養成施設への編入対応、新入生の募集停止、生徒及び保護者への説明機会の確保や、養成施設の廃止承認申請等の各種対応について、生徒等の不利益が生じないよう、都道府県は、関係部局とも連携の上、養成施設に対して適切かつ早期に対応させるよう指導すること。

また、都道府県は養成施設におけるこれらの調整状況を随時把握し、必要に応じて養成施設に対して助言等を行うこと。

養成施設に対する指導調査の項目例

○養成施設の概要

- ・ 貸借対照表、収支計算書等の財務関係書類の整備状況の確認。
- ・ 財務関係書類の収支のバランスの確認（借入金が過度に多額となっている等、運営上支障があると判断される状態の場合、今後の見通しの確認。）。
- ・ 養成施設の経理が、養成施設以外の経理と明確に区分されているか。

○学生に関する事項

- ・ 学則に定められた生徒の定員を遵守しているか。
- ・ 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講じているか。

○入学、単位認定に関する事項

- ・ 入所資格を有しない者を入所させていないか。
- ・ 入所資格の確認は卒業証書の写し又は卒業証明書で確認しているか。
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（中学校卒業者等）に対して入所試験を行っているか。

○施設設備に関する事項

- ・ 理容規則第4条第1項及び美容規則第3条第1項で規定されている普通教室、実習室、教員室、事務室、図書室を有しているか。
- ・ 建物の配置及び構造設備は、学习上、保健衛生上及び管理上適切なものとなっているか。
- ・ 学习上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有しているか。
- ・ 消毒薬を安全かつ適切に保管及び管理するための専用の設備を有しているか。
- ・ 承認されていない部屋を使用していないか。承認のない変更を行っていないか。

○教員に関する事項

- ・ 教員及び専任教員の数は不足していないか。
- ・ 1教員の1週間当たりの授業時間数について、授業の準備等に要する時間を含めた労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の規定等に定める基準を超えない範囲で設定されているか。
- ・ 各教科課目の教員について、理容規則別表第3及び美容規則別表第3に規定する教員要件を満たしているか。書類上のみでなく、実際に勤務しているか。

○教育に関する事項

- ・ 昼間課程及び夜間課程における履修単位数について、理容規則別表第1及び美容規

則別表第1（修得者課程については各規則別表第1の2）で規定する単位以上となっているか。

- ・通信課程における履修単位数について、理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第42号）第3及び美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第47号）第3で規定する単位以上となっているか。
- ・1学級の生徒数が40名以下となっているか。
- ・入所、卒業、成績及び出欠状況その他生徒に関する記録は確実に保存しているか。
- ・各教科課目の出席時間数が不良な者について卒業を認めていないか。

○実習に関する事項

- ・実習記録と評価記録が作成されているか。
- ・人体で行う実習の開始時期は適切か。
- ・理容・美容実習のモデルについては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業の対象とされる生計困難者等及び生徒相互によるモデルに限定するなど、不特定多数の者をモデルとする実習が行われていないか。
- ・実習を養成施設外で行う場合、管理理容師（美容師）を配置する理容所（美容所）において、理容師（美容師）の適切な指導監督の下、理容（美容）行為及びその附属する作業（実務実習）を行っているか。
- ・実務実習の開始時期は、入所後おおむね6ヶ月を経過しているか。
- ・実務実習は、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所（美容所）に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で行われているか。
- ・実務実習において、1人の理容師（美容師）が同時に指導できる生徒の数は2人以下となっているか。

※ 理容規則、美容規則、「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知、平成29年7月10日一部改正。）、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第18号厚生労働省健康局長通知、平成29年7月10日一部改正。）、「理容師養成施設の指導要領について」（平成27年3月31日健発第0331第19号厚生労働省健康局長通知、平成29年7月10日一部改正。）及び「美容師養成施設の指導要領について」（平成27年3月31日健発第0331第20号厚生労働省健康局長通知、平成29年7月10日一部改正。）等の規定をもとに、指導調査を行うことが適切と考えられる項目の一部を列挙したものであり、都道府県の判断で調査項目を追加することは差し支えない。

※ 養成施設の適正な運営を確保する観点から、養成施設の経営・財政状況に加え、養成施設の設立者の経営・財政状況を確認することが望ましい。